

わたしたちの 生活と税

令和5年度版

ドクターヘリ



琴川ダム



(提供: 山梨県)

県庁(議事堂)



整備された森林



整備前



整備後

山梨県立富士湧水の里水族館



目次

税は私たちの生活にどうかかわっているのだろう? ……1
財政ってなんだろう? ……2
なぜ税が必要なのだろう? ……3
税はどのように決められるのだろう? ……3
税はどのように納めるのだろう? ……4
どんな税があるのだろう? ……4
国や山梨県の収入はどうなっているのだろう? ……5

国や山梨県の支出はどうなっているのだろう? ……6
税はどのようなことに使われているのだろう? ……7
日本の税の歴史 ……9
これからの社会と税について考えてみよう ……10
日本の財政の現状について考えてみよう ……10
これからの課題について考えてみよう ……10

◆税は私たちの生活にどうかかわっているのだろう？

私たちは一日の中で、こんなに税とかかわっています。



もし税がなくなつたら大変になるのかな？
受けられなくなるサービスは何だろう？



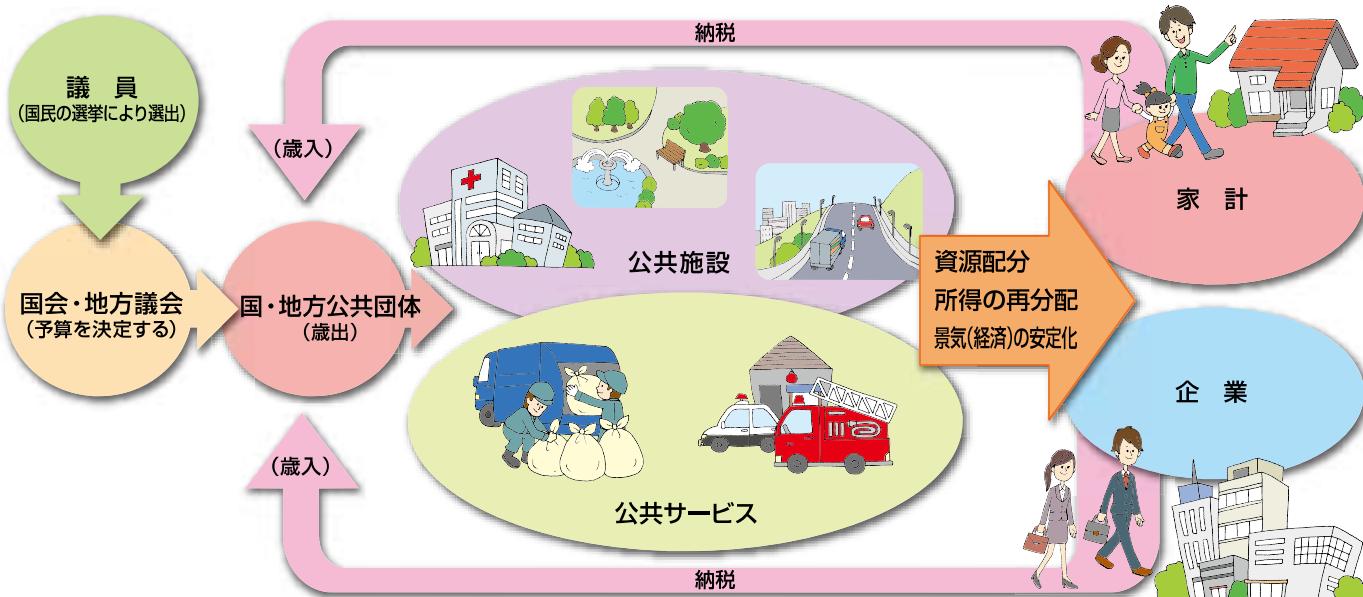
税はどのようなものか考えてみよう

もし税が無くなつたらどうなるのだろう？

◆財政ってなんだろう？

「財政」とは、国や地方公共団体が、公共サービスなどのために必要なお金を集めたり、支払ったりする経済活動のことです。そのお金の多くは、「税」として集められます。

財政には3つの役割があります



役割1 資源配分

公園や道路など公共施設の整備などは、民間企業だけで担うこと が困難なため、税によって公共事業として行っています。

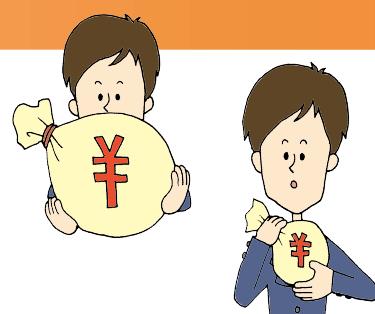
また、税により警察や消防などの公共サービスも提供されています。



役割2 所得の再分配（格差の是正）

所得税などでは、所得の多い人ほど税率が高くなる方法で計算されています。これを**累進課税制度**といいます。

また、社会保障制度により所得の少ない人の生活を助けています。このような制度を設けたりすることで、所得の極端な格差を調整しています。

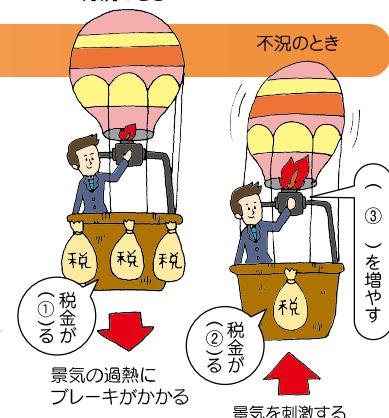


役割3 景気（経済）の安定化

財政には、景気（経済活動のようす）の変動を緩やかにする働きがあります。例えば、景気が良いときには、増税したり公共事業を減らしたりして景気を抑えるようにし、逆に景気の悪いときには、減税したり公共事業を増やしたりして景気が上向きになるように促します。

右の絵の（ ）に当てはまる
ことばを記入しよう。

※答えは3ページ



◆なぜ税が必要なのだろう？

国や地方公共団体では、私たちが健康で豊かな生活を送るためにさまざまな公共サービスや公共施設を提供しています。

例えば、毎日利用している通学路を考えてみましょう。道路や信号がなければ、私たちは安全に通学できません。また、企業などの経済活動にも支障をきたします。

一方で、道路をつくりたり信号を設置したりするには、たくさんの費用がかかります。

このように、すべての国民に必要不可欠な公共サービスや公共施設を提供するために、国や地方公共団体が、その費用を税という形で集めているのです。

国民の義務



日本国憲法第30条

「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ（う）。」

税は、国を維持し、発展させていくために欠かせないものですから、憲法でも、税を納めること（納税）は**国民の義務**と定めています。この**納税の義務**は、**勤労の義務**、**子どもに普通教育を受けさせる義務**とならんで**国民の三大義務**のひとつとされています。

◆税はどのように決められるのだろう？



日本国憲法第84条

「あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。」

民主主義国家である日本では、税に関する法律は国会によって定められています。

選挙で選ばれた国民の代表者（国會議員）が、国会で話し合って税の集め方や使い道を決めているのです。

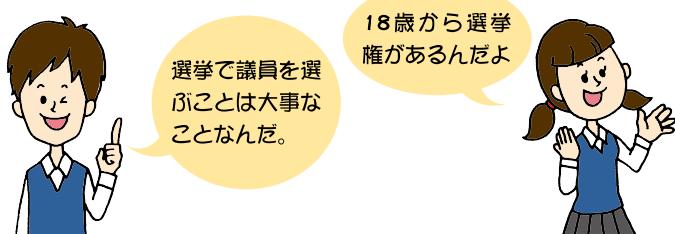
また、地方公共団体の税である地方税も同様に、議会が定める条例で決められています。



国会
〔提供：衆議院〕



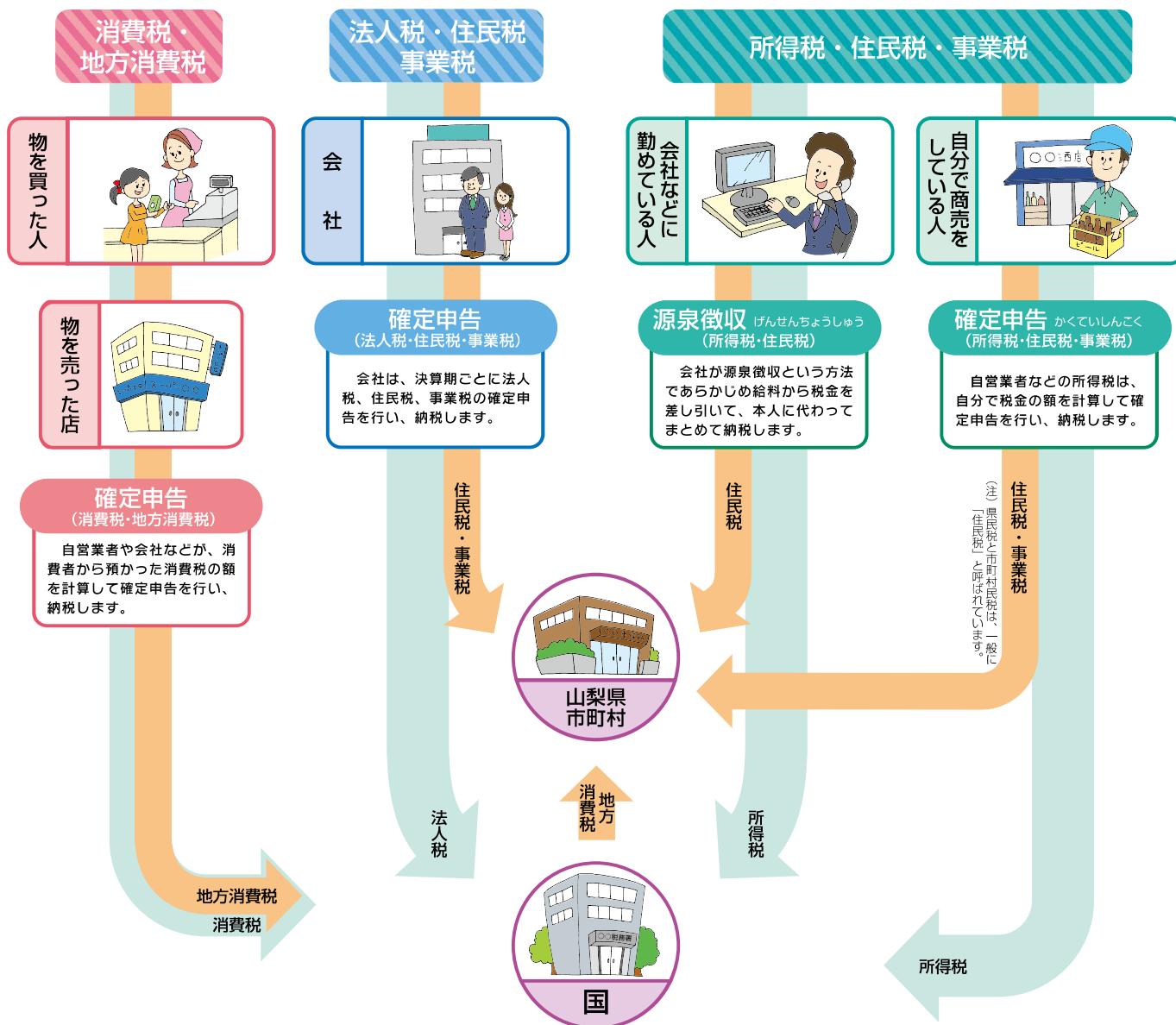
県議会（山梨県）



なぜ議員を選ぶことが大切なのだろう？

◆税はどのように納めるのだろう？

税の種類や納税の方法は、人によって異なります。



◆どんな税があるのだろう？

税にはたくさんの種類があり、私たちは暮らしの中で、いろいろな場面において税を納めています。

また、税には、国に納める「国税」と地方公共団体に納める「地方税」とがあります。

地方税はさらに山梨県に納める「県税」と市町村に納める「市町村税」に分けられます。

		直接税（税を負担する人が直接納める税）	間接税（税を負担する人とそれを納める人が異なる税）
国税		所得税 法人税 相続税 贈与税など	消費税 酒税 印紙税 自動車重量税など
地方税	道府県税	県民税 事業税 自動車税など	地方消費税 県たばこ税 ゴルフ場利用税など
	市町村税	市町村民税 固定資産税 軽自動車税など	入湯税 市町村たばこ税など

税の公平性

所得税などは、所得が多くなるほど高い税率を適用する累進課税の方法が採られています。

消費税などは、所得に関係なく、同じ税率を適用して税を負担しています。この場合、所得の低い人ほど所得に占める税負担の割合が高くなる傾向（逆進性）があります。

複数の税を組み合わせて、国民の間で公平に負担されることが求められます。

◆国や山梨県の収入はどうなっているのだろう？

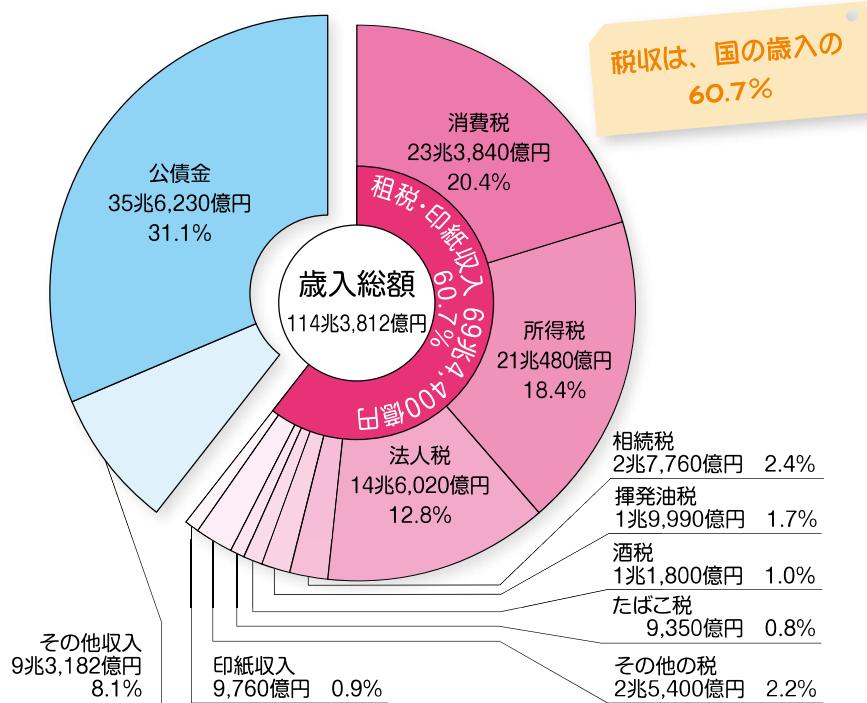
国や県は、4月から翌年3月までの「会計年度」という1年間の収入（歳入）や支出（歳出）を、あらかじめ見積もって計画します。この計画を「予算」といい、予算は、国会や県議会で決められます。

国の歳入の内訳

令和5年度の歳入総額は、約114兆円という大きな額になっています。この歳入の内訳を見てみると税収でまさかわかれているのは、60.7%です。国の借金である「公債金」が31.1%となっています。

公債金について調べてみよう

(令和5年度一般会計当初予算)



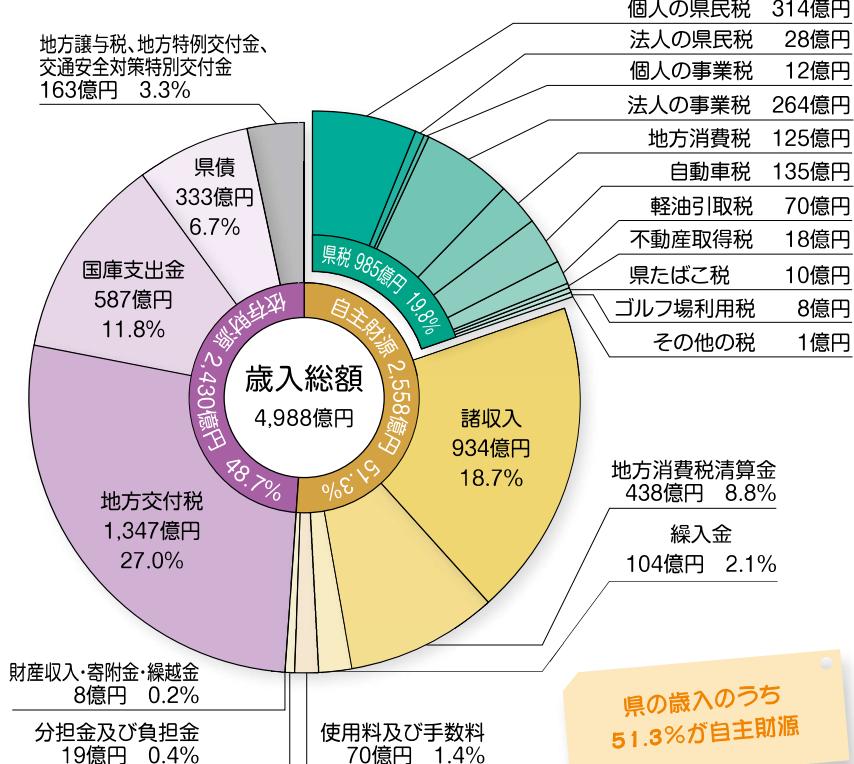
山梨県の歳入の内訳

令和5年度の歳入総額は約4,988億円となっています。このうち、県税収入は、985億円で全体の19.8%、県税収入を含めた**自主財源**は、2,558億円で全体51.3%です。

また、地方交付税や県債（県の借金）など**依存財源**は、2,430億円で全体の48.7%となっています。

地方交付税・国庫支出金について調べてみよう

(令和5年度一般会計当初予算)



◆国や山梨県の支出はどうなっているのだろう？

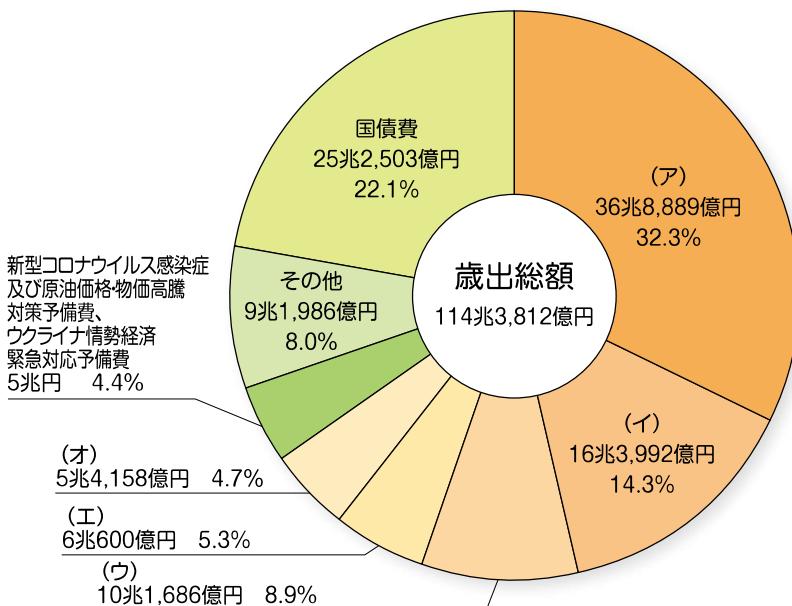
国の歳出の内訳

国の歳出の内訳を見ると、私たちが、より豊かで安心して生活できる社会を築くため、多くの費用があてられていることが分かります。

例えば、医療費の負担や老人福祉などに使われる**社会保障関係費**、義務教育や宇宙開発などを支える**文教及び科学振興費**、道路や公園などの社会資本の充実のための**公共事業関係費**などです。

国債費は、国債の元本の返済、利子の支払いなどの費用であり、歳出のうち22.1%と高い割合になっています。

(令和5年度一般会計当初予算)



グラフの中の（ア）～（オ）に当てはまる言葉を下から選んで記入しよう

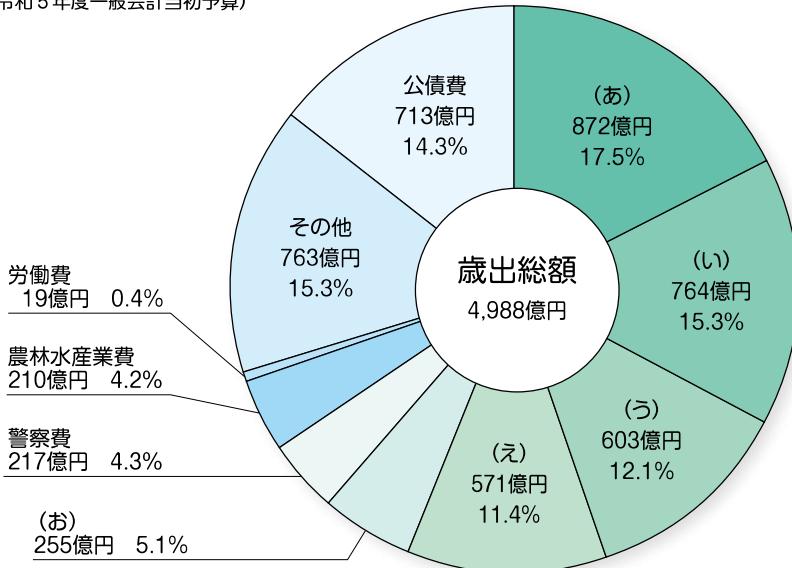
- ①文教及び科学振興費
- ②防衛関係費
- ③社会保障関係費
- ④地方交付税交付金
- ⑤公共事業関係費

※答えは7ページ

山梨県の歳出の内訳

山梨県では、「ふるさと強じん化」として経済基盤や県民の生活基盤を強く安心なものにするために、教育環境の充実や子育て支援といった新規・拡充事業のほか、新型コロナウイルス感染症対策や地域経済活性化事業、産業支援事業、防災・減災対策など、様々な事業に取り組んでいます。

(令和5年度一般会計当初予算)



グラフの中の（あ）～（お）に当てはまる言葉を下から選んで記入しよう

- ①教育費
- ②衛生費
- ③商工費
- ④民生費
- ⑤土木費

※答えは7ページ

◆税はどのように使われているのだろう？

社会保障

社会保障関係費は、国の歳出の中でも32.3%という大きなウエイトを占めています。また、山梨県でも民生費・衛生費が歳出の17.2%を占めています。

これは、真に豊かな社会をつくるためには、私たちの健康や生活を守る社会保障制度を充実させることが欠かせないと考えられているからです。



(高度医療機器)

社会保障制度

「社会保障制度」とは国民の安心や生活の安定を支えるセーフティネットのことで、社会保険、社会福祉、公的扶助、公衆衛生の4つから成り立ち、わたしたちの生活を生涯にわたって支えるものです。

- 社会保険（年金・医療・介護）とは…国民が病気やけがなど生活の困難をもたらすいろいろな事故にあった場合に一定の給付を行って、その生活の安定を図ることを目的とした保険制度
- 社会福祉とは…障がいのある人々や高齢者、子どもなど社会生活をする上で支援を必要とする人が安心して社会生活を営めるよう公的な支援を行う制度
- 公的扶助とは…生活に困窮している人に対して、最低限の生活を保障し、自立を助けようとする制度
- 公衆衛生とは…国民が健康に生活できるよう様々なことについての予防、衛生の制度

教育・科学振興

国や山梨県・市町村は、中学生一人につき約129万円を教育費として支出しています。（令和2年度）

誰もがよりよい教育を受けられるように、教科書の無償配布や校舎の建設などを行っています。また、宇宙開発、海洋開発、コンピュータなどの情報通信の研究開発の推進にも使われています。

国では、教育・科学振興のために5兆4,158億円、歳出の4.7%を占める多額の予算を見積もっています。山梨県でも、義務教育の費用などに872億円、歳出の17.5%を占めるほどの大きな予算を見積もっています。



(県立図書館)



(宇宙開発)

〔提供：JAXA／NASA〕

学校教育にはいくら使われているのかな？

山梨県内の公立学校の児童・生徒一人当たり
(1年間)

■小学生
約133万7,000円



■中学生
約129万4,000円



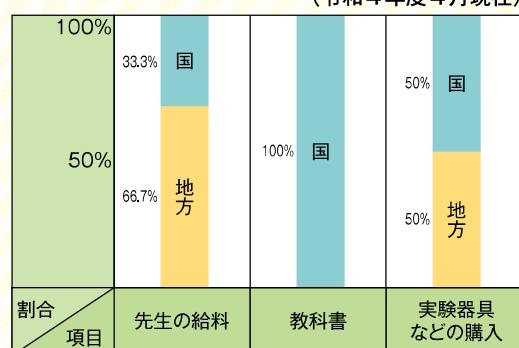
■高校生(全日制)
約129万3,000円



(注)令和3年度の地方教育行財政調査報告書
(令和2会計年度調査：山梨県教育委員会)

参考 教育費の負担割合（公立の小中学校の場合）

(令和4年度4月現在)



公共事業

豊かな生活環境をつくるための公共事業関係費・土木費について、国は6兆600億円、歳出の5.3%、山梨県は571億円、歳出の11.4%の予算を見積もっています。

現代の交通社会を支える上で重要な役割を果たしている道路をはじめ、上下水道、公園などの整備、維持管理をすることは、住みよい環境を実現するための大切な事業です。



(新山梨環状道路)



(公園)

山梨県民一人当たりにはいくら使われているのかな？

一般会計歳出予算4,988億円を県民一人当たりに当てはめると約63万円になります。

山梨県の人口：796,231人（令和5年4月1日推計人口）

()に数字を入れてみよう！

- | | |
|-------|--------|
| ①2万7千 | ④9万8千 |
| ②7万2千 | ⑤10万8千 |
| ③9万 | ⑥11万 |



(警察)



(消防)



(ゴミの収集)

自分の住んでいる市町村の歳入・歳出をホームページで調べてみよう。



答え：教育費→⑥、公債費→③、民生費・衛生費→⑤、土木費→②、商工費・労働費→④、警察費→①

◆日本の税の歴史 ~「税制度の民主化と自主的納税の時代」への歩み~

時代	主なことがら	税の変遷
弥生・古墳	239 卑弥呼が魏に使いを送る。	支配者による徴収の時代 ●「魏志」の倭人伝によれば、邪馬台国で、税が納められていたと書かれています。
飛鳥	645 大化の改新 701 大宝律令の制定	●大化の改新では、新しい租税制度を含む政治の方向が示されました。 ●大宝律令では班田収授の法により、農民は田を与えられる代わりに租・庸・調という税を課されました。また雜徭などの労役もかけられました。
奈良	710 平城京に都を移す。 743 墾田永年私財法が定められる。	
平安	794 平安京に都を移す。	●班田収授の法が崩れ、莊園が各地にできました。農民は莊園領主から年貢や夫役などが課されました。
鎌倉	1192 源頼朝が征夷大将軍に任命される。	●守護や地頭、莊園領主のもとで経済が発達しました。また、座（同業組合）が作られ、生産、販売を独占する代わりに、座役という税を納めました。
室町	1338 室町幕府を開く。	●税の中心は年貢でしたが、商工業の発達に伴い、土地や家屋に対しては地子、段錢、棟別錢が、関所では関錢が課されるなど、各種の新税があらわれました。
安土桃山	1582 太閤検地が始まる。	●天下を統一した豊臣秀吉は、全国の土地調査（太閤検地）を行い、土地の良し悪しや農地の収穫高等を調べて年貢をかけました。
江戸	1603 江戸幕府を開く。 1867 大政奉還	●税は田畠に対して課される年貢（地租）が中心でした。また、町人には、清酒や醤油の製造、牛馬の売買などに免許料、営業税のような運上金、冥加金などが課されました。
明治	1869 大蔵省設置 1873 地租改正 1887 所得税導入 1889 大日本帝国憲法を定める。 1896 税務署設置 1905 相続税導入	国の近代化と税制度の導入 ●明治政府は1873（明治6）年地租改正を実施し、土地の所有者は、地価の3%にあたる額を現金で納めました。 ●1887（明治20）年には所得税が導入され、所得金額300円以上の所得者に課税されました。 ●1889（明治22）年には憲法が発布され、納税の義務が定められました。
大正	1914 第一次世界大戦	●大正時代には清涼飲料税、営業収益税などの新税がもうけられました。
昭和	1940 法人税導入 1941 太平洋戦争始まる。 1945 太平洋戦争終る。 1946 日本国憲法を定める。 1947 申告納税制度導入 1949 シャウプ勧告	●昭和の初期は戦争の時代でした。このため、新税の導入や増税が数多く行われました。物品税、入湯税、法人税、電気ガス税などの導入がそれです。
平成	1989 消費税導入 1997 消費税率引上げ 地方消費税導入 2001 大蔵省から財務省へ名称変更 2014 消費税率引上げ	税制度の民主化と自主的納税の時代 ●1946（昭和21）年に新憲法が公布され、教育、勤労と並ぶ三大義務の一つとして納税の義務がもうけられました。 ●1947（昭和22）年には、納税者が自主的に自分の税額を計算して申告する申告納税制度が導入されました。 ●1950（昭和25）年には、アメリカのカール・S・シャウプ博士の「シャウプ勧告」に基づく税制改革が行われました。この改革では、所得税を中心とした公平な税制の確立が図られ、さらに青色申告制度も導入されました。
令和	2019 消費税率引上げ 軽減税率制度導入	●1989（平成元）年には、所得税の減税や消費税（税率3%）の導入を柱とする税制の抜本的改革が行われました。 ●1997（平成9）年には、都道府県税として創設された地方消費税（1%）と合わせて消費税の税率が5%に引上げられました。 ●2001（平成13）年には、省庁改編のため、大蔵省から財務省に名称が変わりました。 ●2014（平成26）年には、消費税の税率が8%に引上げられました。 ●2019年には、消費税の税率が10%に引き上げられました。 合わせて、軽減税率制度が導入されました。

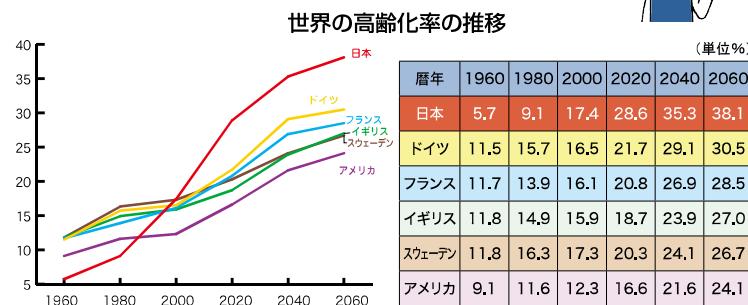
◆これからの社会と税について考えてみよう



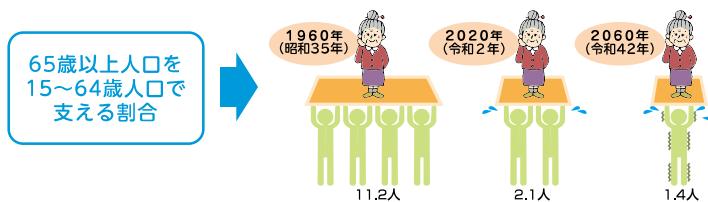
急速に進む高齢化

日本は、世界に例を見ないほど急速に①が進行しており、2060年には、国民の約2.6人に1人が65歳以上の者となる社会が到来すると推測されています。

また、出生率の低下による②も進んでいます。



総人口に対して65歳以上の人口が占める割合を諸外国と比べたグラフです。日本の高齢化が急速に進んでいることが読み取れます。



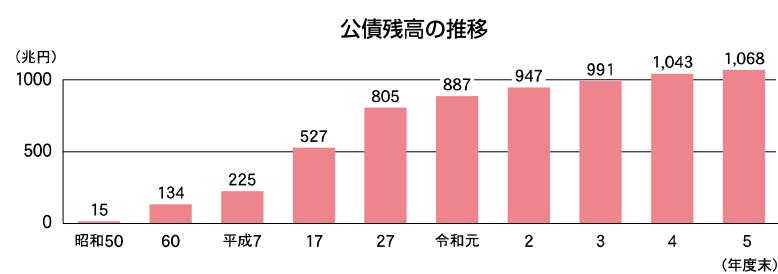
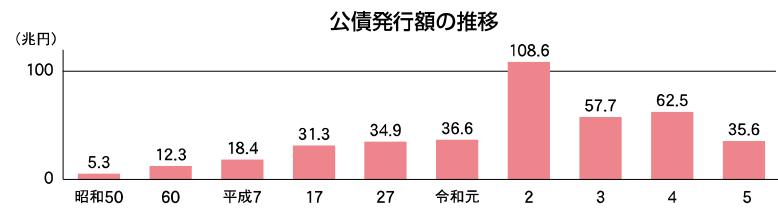
◆日本の財政の現状について考えてみよう

日本の財政は、歳出が歳入を上回る状況(財政赤字)が続いているため、公債残高(国の借金)は年々増加しています。

令和2年度の公債発行額は、新型コロナウイルス感染症対策のため、それまでより大きく増加して、約109兆円になりました。

令和5年度当初予算では、約36兆円の公債が発行され、令和5年度末の公債残高は、約⑤兆円になる見込みで

あり、令和5年度における税収の約15年分に相当します。これは国民一人当たりで計算すると約④万円にもなり、将来の世代に大きな負担を残すことになります。



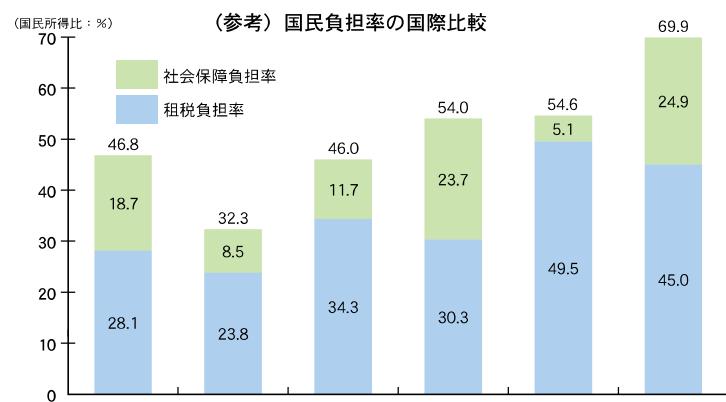
※令和3年度末までは実績、令和4年度末は補正予算後、令和5年度は政府案。

◆これからの課題について考えてみよう

これからの日本では、⑤社会の進行や⑥費の増大による厳しい財政状況をふまえ、豊かで安心な生活のための社会保障制度や持続可能な財政構造の構築が必要となります。

そのためには、歳出面での改革とともに、国債に依存する歳入構造や税のしくみをどのようにすべきかが重要な課題となっています。

私たちは、税の果たす役割を正しく理解すると同時に、社会保障負担と税負担のあり方についても、みんなで考えていく必要があります。



※日本は2023年度(令和4年度)見通し。諸外国は2020年実績。
租税負担と社会保障負担(公的年金や公的医療保険の保険料など)の合計が、国民所得に占める割合のことを国民負担率といいます。

答え ①高齢化 ②少子化 ③1,068 ④858 ⑤少子・高齢 ⑥国債

インターネットを利用して税について調べることができます。

税についてのホームページのご紹介

- ◇ 財務省ホームページのキッズコーナー「ファイナンスらんど」では、税や財政について学ぶことができます。
- ◇ 国税庁ホームページでは、さまざまな説に関する情報を提供しております。児童・生徒向けに「税の学習コーナー」を設けており、税に関するクイズやビデオライブラリーも利用することができます。
- ◇ 山梨県のホームページには、「県のしごと」や「県の予算」のページをはじめ「山梨 県のみどころ」などがあり、山梨県についてのさまざまな情報を掲載しています。

財務省 <https://www.mof.go.jp>

国税庁 <https://www.nta.go.jp>

山梨県(税務課) <https://www.pref.yamanashi.jp/zeimu/index.html>

財務省キッズコーナー
「ファイナンスらんど」

国税庁
「税の学習コーナー」

山梨県税務課



(注) ホームページの画面は令和5年4月現在のものです。

ふりかえり～税について勉強したことをまとめてみよう～

豊かで安心して暮らせる未来のために、公平な租税負担と給付（公共サービス）の関係をどのようにすべきか、私たち一人ひとりが考える事が重要です。

これからの日本の主役は皆さんです。

名前 組年

(注) 本冊子中、各構成項目の計数は、単位未満四捨五入のため、合計と一致しない場合があります。
令和5年度予算関係は、すべて当初予算に基づいています。

企画編集

編集協力

山梨県租税教育推進協議会

山梨県公立小中学校長会会長
山梨県小中学校社会科教育研究会会長
山梨県教育委員会義務教育課長
山梨県教育委員会義務教育課指導主事
東京地方税理士会山梨県会会长

協 力

甲府税務署・山梨税務署・大月税務署
鰍沢税務署・山梨県総務部税務課